

特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則（平成18年岩手県規則第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第2条第2号の生産設備)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(条例第2条第2号エの雇用者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第2条第2号エに規定する増加する雇用者の数については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数によって算定するものとする。</p> <p>(1) 生産設備を新設した場合（第3号に掲げる場合を除く。） 新設された生産設備に係る雇用者（県内において配置転換された者を除く。）の数</p> <p>(2) 生産設備を増設した場合（第3号に掲げる場合を除く。） 増設された一の実験設備に係る増設後の雇用者（県内において配置転換された者を除く。）の数から増設前の雇用者の数を控除した数（増設した部分に係る雇用者の数を限度とする。）</p> <p>(3) 生産設備を県内で移転させた場合 移転後の生産設備に係る雇用者（県内において配置転換された者（移転前の生産設備に係る者を除く。）を除く。）の数から移転前の</p>	<p>(条例第2条第2号の生産設備)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(条例第2条第2号の研究開発に係る設備)</u></p> <p><u>第2条の2 条例第2条第2号の規則で定める研究開発に係る設備は、県内の工場における事業の生産性の向上を図るため、新商品の開発、新たな生産の方式の導入、設備の能率の向上等を目的とした試験、研究、設計、開発等を行うために設置される一体的な設備であって、当該設備を製造業の用に供する者の県内の雇用者の数が増加する場合における当該設備とする。</u></p> <p><u>2 前項において、雇用者の数の増加の有無は、当該研究開発設備を事業の用に供した日の属する月の前月末日における雇用者の数と当該事業の用に供した日の属する年（法人にあっては、事業年度）の末日における雇用者の数を比較して判定するものとする。</u></p> <p><u>(条例第2条第2号の県内に工場を有する個人又は法人)</u></p> <p><u>第2条の3 条例第2条第2号の県内に工場を有する個人又は法人には、研究開発設備の取得と同時期に県内に工場を取得する個人又は法人であって知事が適当と認めるものを含むものとする。</u></p> <p>(条例第2条第2号エの雇用者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第2条第2号エに規定する増加する雇用者の数については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数によって算定するものとする。</p> <p>(1) 生産設備又は研究開発設備を新設した場合（第3号に掲げる場合を除く。） 新設された生産設備又は研究開発設備に係る雇用者（県内において配置転換された者を除く。）の数</p> <p>(2) 生産設備又は研究開発設備を増設した場合（次号に掲げる場合を除く。） 増設された一の実験設備又は研究開発設備に係る増設後の雇用者（県内において配置転換された者を除く。）の数から増設前の雇用者の数を控除した数（増設した部分に係る雇用者の数を限度とする。）</p> <p>(3) 生産設備又は研究開発設備を県内で移転させた場合 移転後の生産設備又は研究開発設備に係る雇用者（県内において配置転換された者（移転前の生産設備又は研究開発</p>

生産設備に係る雇用者の数を控除した数

様式第2号（第7条関係）

[略]

[略]	
製造業の用に供した一の生産設備を構成する固定資産の種類別の取得価額	[略]
[略]	
生産設備を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者の数	[略]
県内の雇用者の数	生産設備を事業の用に供した日の属する月の前末日 人 事業年度（年）の末日 人

注 次の書類を添付してください。

- (1)～(3) [略]
- (4) 工場用建物の各階平面図並びに機械及び装置の配置図
- (5) [略]
- (6) 製造工程説明書
- (7)～(11) [略]
- [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

設備に係る者を除く。)を除く。)の数から移転前の生産設備又は研究開発設備に係る雇用者の数を控除した数

様式第2号（第7条関係）

[略]

[略]	
製造業の用に供した一の生産設備又は研究開発設備を構成する固定資産の種類別の取得価額	[略]
[略]	
生産設備又は研究開発設備を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者の数	[略]
県内の雇用者の数	生産設備又は研究開発設備を事業の用に供した日の属する月の前末日 人 事業年度（年）の末日 人

注 次の書類を添付してください。

- (1)～(3) [略]
- (4) 工場用建物又は研究開発用建物の各階平面図並びに機械及び装置の配置図
- (5) [略]
- (6) 製造工程説明書 (生産設備を新設・増設した場合に限る。)
- (7)～(11) [略]
- [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。